

ご利用料金について

令和8年6月から

の部分が変更点となります

特別養護老人ホーム延寿荘の介護サービス等をご利用いただいた場合には以下の料金をご負担いただきます。

ご利用者負担分	=	介護福祉施設サービス費（1割～3割）	+	食費	+	居住費（光熱水費相当）
※お持ちの負担割合証にてご確認ください						

【基本サービス費(単位) 1日当たり】

(1単位10円)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位

表示単位は1割分です。負担割合2割3割の方につきましてはそれぞれ2倍3倍のご金額負担となります。

【各種加算・減算】

(1単位10円)

安全対策体制加算※1	20 単位	入所当日のみ	
看護体制加算（Ⅱ）□	8 単位	1日あたり	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	1日あたり	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）□	13 単位	1日あたり	
管理栄養士の未配置による減算※2	-14 単位	1日あたり	
安全管理体制未実施減算※3	-5 単位	1日あたり	非該当
口腔衛生管理加算	90 単位	1月あたり	
業務継続計画未実施減算※4	所定単位数×3.0%を減算		非該当
高齢者虐待防止措置未実施減算※5	所定単位数×1.0%を減算		非該当
身体拘束廃止未実施減算※6	所定単位数×10%を減算		非該当
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）□ ※7	所定単位数×17.2%		

(所定単位数とは、基本サービス費に各種加算・減算を加えた1月当たりの総単位数となります)

- ※1 指定の外部研修を受けた「安全対策担当者」を配置した安全対策部門を設置し、組織的に安全対策(事故発生または再発防止)を実施する体制が整備されていること。
- ※2 管理栄養士が配置されていること。
- ※3 ※1が整備されていない場合。
- ※4 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- ※5 虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。
・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底すること。
・虐待の防止のための指針を整備すること。
・虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
・虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置すること。
- ※6 やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合、および以下の措置を講じていない場合。
・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底すること。
・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ※7 介護職員等の入職促進および定着を目的とした、介護職員等の処遇改善に資する措置が講じられていること。
介護職員等の月額賃金の改善に関する要件および職場環境等要件を満たしていること。
介護職員等処遇改善加算の対象の介護従事者への拡大や、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分が創設され、それらを取り組む評価として加算率の引き上げ。

【その他該当者のみに掛かる加算】

新規入所、及び30日以上入院された後の再入所の際、初期加算として左記の料金がかかります。	初期加算 (1日あたり)	30 単位	30日目で 終了
入院やご自宅への外泊等より、延寿荘の施設介護サービスをご利用されない場合にも通常の利用料金に代えて左記の料金がかかります。但し、入院又は外泊の初日および最終日については、この対象となりません。	外泊時加算 (1日あたり)	2～3段階 246 単位	4段階 246 単位
	居住費	370 単位	855 単位
	合 計	616 単位	1,101 単位
重篤な状態となり「看取り介護」が必要になった際には、医師からご家族へ状態説明があります。その後施設内で終末期を過ごすことが可能です。この場合「看取り介護」を開始し、看取るまでの期間、左記の料金が発生します。(最大30日間)※看取り介護加算は条件を満たした該当者のみ対象となります。算定は説明同意を経てからの実施となります。			1日あたり
	看取り介護加算（亡くなられる45日前～31日前）		72 単位
	看取り介護加算（亡くなられる4日前～30日前）		144 単位
	看取り介護加算（亡くなられる2日前～3日前）		680 単位
	看取り介護加算（当日）		1,280 単位

表示単位は1割分です。負担割合2割3割の方につきましてはそれぞれ2倍3倍のご金額負担となります。

【食費（食材費・調理費相当分）および居住費（光熱水費相当分）】

利用者負担段階		食 費	居 住 費	市長民税非課税世帯の方については収入や預貯金額に応じて左記のとりの金額をご負担いただきます。該当する負担段階をご確認ください。
第1段階	補足給付対象者	300 円	0 円	
第2段階		390 円	430 円	
第3段階-①		650 円		
第3段階-②		1,360 円		
課税世帯の方（基準費用額）		1,750 円	915 円	

【その他の利用料金について】

- | | | |
|------------------------|------------------|----------------------------|
| 1. ご利用者の持ち込み物品等にかかる電気代 | 2. 嗜好品（飲み物・おやつ）代 | 50円/日 |
| テレビ 1,000円/月 | 加湿器 1,000円/月 | 3. 飲水嚥下訓練食代（実施日のみ） 220円/日 |
| 電気毛布 100円/月 | 酸素吸入器 150円/日 | 4. 通帳および貴重品の預かり管理料 1000円/月 |

【合計利用料（参考）】

（計算方法）

- ①（介護福祉サービス費＋看護体制加算＋サービス提供体制強化加算＋夜勤職員配置加算＋管理栄養士配置加算減算）×30日
- ②（①＋口腔衛生管理加算）×処遇改善加算
- ③ 食費＋居住費＋嗜好品代
- ④ ②＋③＝1か月の合計となります。

①**1割負担**の場合(1か月 30日の場合)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円
第2段階	47,372 円	49,833 円	52,400 円	54,861 円	57,287 円
第3段階-①	55,172 円	57,633 円	60,200 円	62,661 円	65,087 円
第3段階-②	76,472 円	78,933 円	81,500 円	83,961 円	86,387 円
第4段階	102,722 円	105,183 円	107,750 円	110,211 円	112,637 円

②**2割負担**の場合(1か月 30日の場合)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	123,994 円	128,916 円	134,049 円	138,972 円	143,824 円

③**3割負担**の場合(1か月 30日の場合)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	145,265 円	152,649 円	160,349 円	167,733 円	175,011 円